九　地域振興費　人口

E_{19} ＝ 0.026

E_{20} ＝ 0.02629

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

G_{20} ＝ 0.01577

G_{21} ＝ 0.01678

G_{22} ＝ 0.01679

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.01678

I_{22} ＝ 0.01679

I_{23} ＝ 0.01686

I_{24} ＝ 0.01710

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

K_{21} ＝ 0.02797

K_{22} ＝ 0.02799

K_{23} ＝ 0.02811

K_{24} ＝ 0.02851

算式Ⅰ

$$\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令6}(H_n$$

九　地域振興費　人口

E_{19} ＝ 0.026

E_{20} ＝ 0.02634

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

G_{20} ＝ 0.01580

G_{21} ＝ 0.01679

G_{22} ＝ 0.01682

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.01679

I_{22} ＝ 0.01682

I_{23} ＝ 0.01689

I_{24} ＝ 0.01719

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

K_{21} ＝ 0.02799

K_{22} ＝ 0.02803

K_{23} ＝ 0.02816

K_{24} ＝ 0.02865

算式Ⅰ

$$\sum_{n=16}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{令5}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令5}(H_n$$